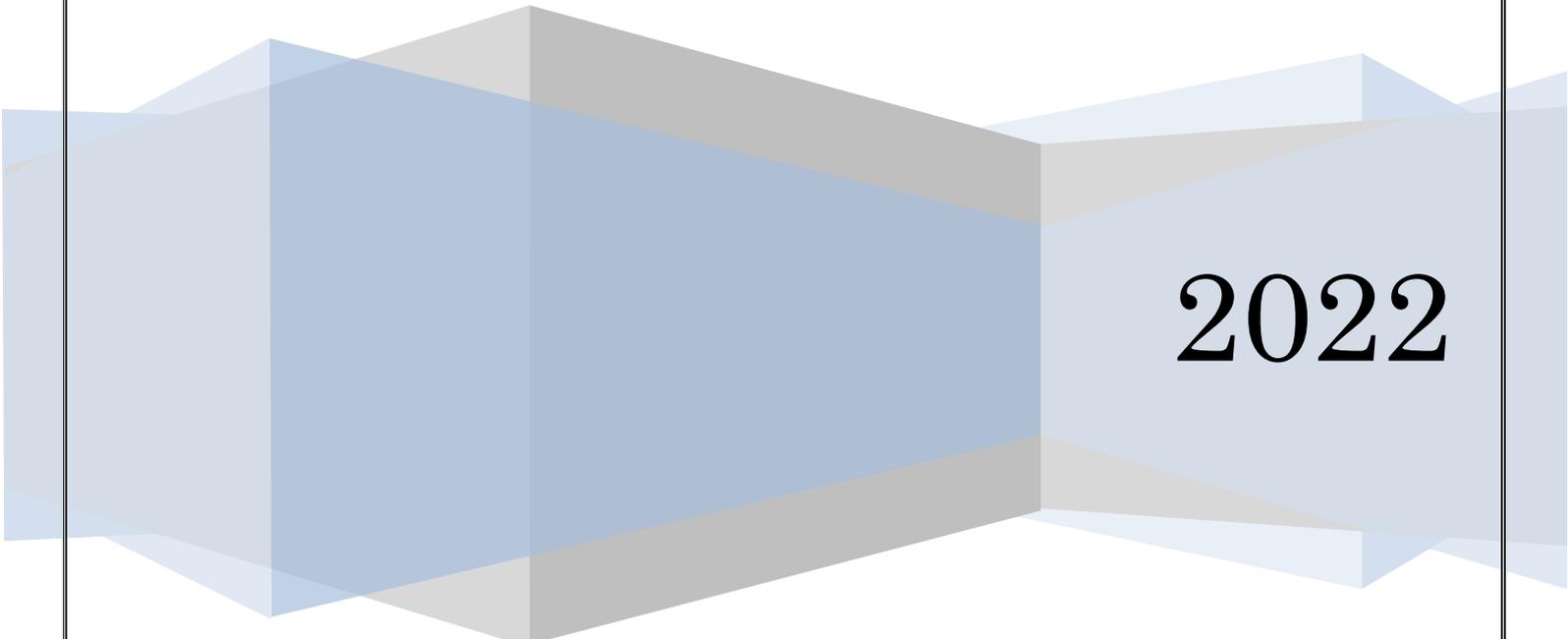


社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会

小地域福祉活動 助成金の手引き（改訂版）



2022

はじめに

いま、地域では孤立する高齢者や、子どもの引きこもり問題などさまざまな地域課題が生まれており、その背景には少子・高齢化とともに核家族化や過疎化の進行による近隣関係の希薄化や地域の福祉力の低下があげられています。

一人暮らしの高齢者の孤独死などのない社会、子どもからお年寄りまで地域連帯にあふれた潤いのある地域社会づくりを進めるためには、地域福祉に対する住民の意識啓発、そして高齢者等にとって、身近な近隣住民による見守り活動などの展開こそが、これから最も大切になっていきます。

国では「地域共生社会」の実現に向け、これまでの地域福祉活動の推進に加えて、地域包括ケアシステムや生活困窮者の自立支援などと共に、重層的に連動した「包括的支援体制づくり」を求めています。

本会では、このような情勢のなか、「第3次地域福祉活動計画（かたいけのプラン）」（令和3年度～令和8年度）に則り、地域住民同士の支え合いや助け合い基盤の充実、人材の発掘育成の強化に取り組んでいきます。

本手引きでは、「地域福祉推進基礎組織（地区ふくしの会）」（以下、基礎組織）が身近な地域での見守り活動やつながりづくりを大切にしながら、特性に応じた多様な活動を推進するため、必要な助成の内容を示しています。

目 次

1 目 的	- 1 -
2 構 成	- 2 -
(1) 基本活動について	
(2) 選択活動について	
3 手続き	- 8 -
4 その他	- 9 -
5 助成要綱	- 10 -
6 記入例	- 15 -

小地域福祉活動助成金の手引き

小地域福祉活動助成金事業の概要

1 目的

小地域（コミュニティセンターまたはそれ以下の単位）において、基礎組織が身近な地域での見守り活動やつながりづくりを大切にしながら、特性に応じた多様な活動を推進することを目的に事業助成金を交付します。

2 構成

助成金は基礎組織の基本となる「基本活動」と地域の特性に応じて実施できる「選択活動」で構成しています。

基本活動	基本活動事業 (基礎組織運営事業) (小地域見守りネットワーク活動事業)
選択活動	地域のつながり応援事業 通いの場・サロン事業【改訂】 前：ふれあい・いきいきサロン事業

(1) 基本活動について

① 基礎組織運営事業及び小地域見守りネットワーク活動事業

持続的な小地域福祉活動が定着するためには、安定した基礎組織の運営が重要です。また、「日常的な見守り活動」に取り組むため、特に地域の福祉関係者（区長、民生委員・児童委員、福祉委員等）の連携による小地域見守りネットワーク活動事業を必須事業とします。

【助成額】 (ア) 基本額 30,000 円（財源：共同募金）

(イ) 加算額 15,000 円（財源：市補助金）

※（ア）については 30,000 円を基準とし、当該基礎組織の人口により調整を行います。

区 分	内 訳	調整額
区分 1	0 ～ 1,000 人	-10,000 円
区分 2	1,001 ～ 2,000 人	- 5,000 円
区分 3	2,001 ～ 3,000 人	± 0 円
区分 4	3,001 ～ 4,000 人	+ 5,000 円
区分 5	4,001 ～ 5,000 人	+10,000 円
区分 6	5,001 ～ 6,000 人	+15,000 円
区分 7	6,001 ～ 7,000 人	+20,000 円
区分 8	7,001 ～ 8,000 人	+25,000 円
区分 9	8,001 ～ 9,000 人	+30,000 円

（調整は前年度 1 月 1 日現在の人口で算定）

※基本的に事業決算額が助成交付額を超えない場合はその差額は返還とします。ただし、共同募金を財源とする基本額・調整額は、次年度への繰り越しを可能とします。

※市補助金を財源とする加算額が 15,000 円以下の場合は返還となります。

小地域福祉活動助成金の手引き

【対象の事業活動と経費（例）】

区 分	対象 事業活動	概 要	対象経費
基礎組 織運 営 事 業	総会 役員会	基礎組織の運営に必要な協議や検討	<ul style="list-style-type: none"> ■ 諸謝金 （講師の謝礼等） ■ 賃借料 （会場使用料等） ■ 備品購入費 （机、椅子等） ※10,000 円以上の備品は 要相談 ■ 消耗品費 （文房具等） ■ 印刷製本費 （チラシやプリント のコピー代等） ■ 食糧費 （お茶代等） ■ 通信運搬費 （切手代等） ■ その他 ※必要に応じて要相談
	広報啓発	基礎組織をはじめとした住民活動等の広報紙発行やパネル展示	
	視察交流	先進的な住民活動等の視察や交流	
小地域 見守 り ネッ ト ワ ー ク 活 動 事 業	福祉マッ プづくり	住宅地図を用いて見守りが必要な人の情報共有	
	福祉連絡 会	専門職も交えた見守り活動に関する情報交換	
	調査活動	地域の福祉ニーズ等を把握するための住民アンケート	
	住民座談 会	地域住民を対象に地域の未来を考える座談	

（２）選択活動について

① 地域のつながり応援事業

誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、身近な地域で“人と人とのつながり”を深めることが大切です。地域の実情にあわせて柔軟に取り組む住民活動を応援します。また、『高齢』『障がい』『子ども』等の複数分野の事業活動を一体的に実施することも可能とします。

【助 成 額】 上限 35,000 円（財源：共同募金）

小地域福祉活動助成金の手引き

【対象の事業活動と経費（例）】

区 分	対象 事業活動	概 要	対象経費
地域の つながり 応援 事業	買物、ゴミ出し応援活動	高齢者や障がい者の買物やゴミ出しのお手伝い	<ul style="list-style-type: none"> ■ 諸謝金 （講師の謝礼等） ■ 賃借料 （会場使用料、物品レンタル料等）
	居場所づくり活動	高齢者、障がい者、子ども、子育てママさん等の日常的なフリースペースづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 備品購入費 （机、椅子、DVDプレーヤー等） ※10,000円以上の備品は要相談
	子ども福祉委員活動	地域の担い手として子どもたちが取り組む見守りや居場所づくり。大人（親）たちも支えながら一緒に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ■ 消耗品費 （文房具、ティッシュペーパー等）
	次世代の担い手応援活動	20～60代のつながる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 印刷製本費 （チラシやプリントのコピー代等）
	協働のネットワークづくり活動	各種団体（まちづくり協議会、老人クラブ、障がい者団体、学校、ボランティア、民間企業等）とのネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険料 （行事用保険等）
	三世代交流	伝承遊びや民話、郷土料理などを通じた世代間のつながりづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食糧費 （茶菓子代、賄材料等）
	一人暮らし高齢者訪問活動	一人暮らし高齢者に新型コロナウイルス感染症の注意喚起チラシ等を配布し、安否確認と地域のつながりを深める	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通信運搬費 （切手代等）
	よろず相談活動	よろず相談所をつくり、身近な暮らしの相談を専門機関へ取次ぎ解決を図る	<ul style="list-style-type: none"> ■ その他 ※必要に応じて要相談
	権利擁護講座	成年後見制度の勉強会など認知症や障がいのある人への理解を深める	
	防災教室	HUG（避難所運営ゲーム）を用いて避難所運営を仮想体験	
福祉映画会	地域の福祉意識高揚のための映画上映会		

小地域福祉活動助成金の手引き

※「地域のつながり応援事業」においては、事業費が不足する場合は同じ財源の基本活動事業（共同募金）からの流用を可能とします。

② 通いの場・サロン事業

地域住民が活動主体となり、地域の身近な場所に、住民同士が気軽に集える居場所をつくり、体操等の軽い運動や趣味活動等の様々な活動を通して、地域高齢者が仲間と共に楽しく、支え合いながら地域の中で生活を続けていけることを応援します。

【対象要件】

- ・地域の高齢者の誰もが気軽に参加できることとします
(参加者が限定される活動でないこと)
- ・介護予防、地域づくりを目的とした集まりであることとします
(営利目的や政治・宗教的な活動でないこと)
- ・1回あたりの参加人数(担い手等を含む)が、5名以上見込まれ、半数以上が65歳以上の(年度末年齢)の人であることとします
- ・1回あたりの活動が60分以上であることとします
- ・代表者を1名置くこととします
- ・実施場所、日時、活動内容など市広報誌等に掲載することに同意できることとします

【助成額】

	助成区分(実施1回あたりの参加人数)		
	5~20人	21~30人	31人以上
助成額	4,000円	5,000円	6,000円
上限回数	年間48回		

※助成額は実施1回あたりの上限額とし、返還等が生じた場合は年度内清算とします

【助成金の交付方法】

交付方法	区分	内容
概算払	1年間	事業実施前に概算で助成金の申請を行い助成金の交付を受けた後、事業終了後に事業報告者や請求書を提出して清算します

※助成額に余剰が生じた場合は、返還とします。

ただし、同一区分内の範囲で余剰が生じた場合は流用を可能とします。

小地域福祉活動助成金の手引き

【対象の事業活動と経費（例）】

区 分	対象事業活動	対象経費
通いの場・サロン事業	健康体操・介護予防体験等	■ 諸謝金 （講師の謝礼等） ■ 賃借料 （会場使用料、物品レンタル料等）
	趣味活動 （囲碁・将棋・茶道・書道・手遊び・合奏・合唱・季節行事など）	■ 備品購入費 （机、椅子、DVDプレイヤー等） ※10,000円以上の備品は要相談 ■ 消耗品費 （文房具、ティッシュペーパー等）
	講話	■ 印刷製本費 （チラシやプリントのコピー代等） ■ 保険料 （行幸用保険等）
	会食・茶話会	■ 食糧費 （茶菓子代、賄材料等） <u>※茶菓子、弁当については1人200円以内</u>
	その他（ニュースポーツなど）	■ 通信運搬費 （切手代等） ■ その他 ※必要に応じて要相談

※運営スタッフの person 費や会場の修繕費用、参加者の送迎費、記念品・祝い品の購入費については対象外とします。

※他の制度による助成金、補助金等を受けている場合は対象外とします。

小地域福祉活動助成金の手引き

○社協は活動支援を行っていますので、遠慮なくご相談ください。

- ・活動運営に関する相談支援
- ・活動内容の充実を図るため、担い手向け研修や連絡会（情報交換）の実施
 - ・通いの場・サロン立ち上げ支援、活動再開支援
 - ・普及啓発のための広報活動

○坂井市による介護予防講座等（無料講師）を調整します。

- ・年間回数 12 回以上 35 回以下の場合（1 種類）
- ・年間回数 36 回以上の場合（2 種類）

地域リハビリテーション活動支援事（1 時間/回）

- ア) 運動機能低下予防講座 ……理学療法士（OT）依頼
- イ) 口腔機能低下予防講座 ……言語聴覚士（ST）依頼
- ウ) 低栄養予防講座 ……管理栄養士依頼
- エ) 認知機能低下予防講座 ……作業療法士（OT）依頼
- オ) 体力測定 ……年 36 回以上の団体のみ

○地域包括支援センターによる出前講座（各地区 5 地区限定）を調整します。

- ・在宅医療連携推進事業 30 分～1 時間（要相談）/回
「在宅ケア」をテーマとして、在宅医療についての講義やアドバイス
ケアプランニング（人生会議）についての講義
- ・介護予防出前講座事業 30 分～1 時間（要相談）/回
介護予防に関する講座（包括職員が講師となる場合もあります）

○行事用保険への加入など、万が一のときに備えておくと安心です。

社協では、ボランティア行事用保険を取り扱っていますので遠慮なくご相談ください。

小地域福祉活動助成金の手引き

3 手続き「坂井市社会福祉協議会助成金交付要綱」にもとづき、助成を行います。

月	内容	提出物
4月	社協助成金の活用を 希望される場合は… ①助成金申請書類の提出 (総会終了後～6月末)	(様式1) ・助成金等交付申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 ・総会資料 【追加】通いの場サロン事業書類 ・通いの場・サロン実施申請書 ・通いの場・サロン活動事業計画書
申請書確認ができ次第、坂井市社協から 「助成金等交付決定通知書」を送付し、交付の決定をいたします。		
5月	②請求書の提出	(様式3) 助成金等交付請求書
請求書を提出いただいた後、「助成金の交付」を行います。助成金は、請求書に記載のある【所定口座】に入金いたします。		
4月～ 翌3月	③活動実施	
※事業が実施できず、 返還金 が発生する場合には、市社協事務局までご相談ください。		
翌4月	④実績報告書の提出 (次年度総会終了後) 【※注意事項】 何らかの事情により、事業が実施できない(もしくはできそうにない)場合など、事業決算額が助成交付額を超えない場合はその差額は返還となります。 ただし、基本活動事業のうち共同募金を財源とする額は次年度への繰り越しを可能となります。 ※返金がある場合には、大変恐縮ですが、3月末までに事務処理を完了させなければならないため、早めに社協にご相談下さいますようお願いいたします。	(様式4) ・実績報告書 ・収支決算書 ・次年度総会資料 ・参加者名簿 【追加】通いの場サロン事業書類 ・通いの場・サロン活動報告書 ・参加者名簿

4 その他

- 共同募金を財源とする事業の場合は、その旨を明記し啓発に努めてください。
(例：この事業は赤い羽根共同募金の配分を受けています)
- 参加者からの負担金や当該地区からの協力金など、継続的な活動を続けるため自己財源の確保にご協力をお願いします。
- 領収書など当該事業に関する帳簿および書類は、最低5年間保管するとともに必要な場合には社協へ提出していただきますのでお願いします。
- 今後も助成金の定期的な評価・検証を行ない必要な見直しを講じるものとします。

<領収書について留意事項>

- 領収書は、レシートでも可能です。
- ポイントが付加されるお支払い方法をご遠慮ください。
(デビットカードクレジットカード、ポイントカードなど)
- 手書き領収書の場合は、下記の点にご注意ください。
 - ・あて先にサロンの名称が、正しく記載されているか。
 - ・但し書きに記載漏れがないか。(何を買ったかわかるようにしてください)
 - ・お店の代表者名や公印が正しく押印されているか。
 - ・領収書(特に手書きのもの)に不備がある場合には、たいへんお手数ですが、再度、出し直しをお願いすることがございますので、上記の点に十分に気を付けていただきますようお願いいたします。

記載例

領 収 書

坂井サロンの会 様

申請書、報告書、請求書
と同じ氏名で

金 1,500 円

但し、講演資料代 として

手書き領収書の場合

- ☆会社関係の領収書
(プラント、アミなど)
⇒店印+担当者印の確認
- ☆個人の領収書
⇒個人印の確認

住所
氏名(会社名)
代表者名(フルネーム)
印鑑は会社員もしくは代表者印で

令和4年1月23日
坂井市坂井町下新庄 18-3-1
社会福祉法人 坂井市社会福祉協議
会 長 社 協 太 郎 印

5 助成要綱

坂井市社会福祉協議会助成金等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人坂井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が地域福祉向上のため積極的に活動しているグループや団体（以下「団体等」という。）に対し、助成金の交付申請、決定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(要綱の適用)

第2条 助成金交付につき他の規定等により定められた手続きによらなければならないものを除くほか、すべて団体等に対する助成金の交付はこの要綱に定めるところによる。

2 交付する助成金等の名称、助成金の交付の目的、助成事業者、助成事業の経費の範囲および助成率等は、別表第1のとおりとする。

(助成金の交付の対象)

第3条 助成金は、次の各号に掲げる事業を行う団体等に対して、本会の会長（以下「会長」という。）が適当と認めたものとする。

- (1) 地域福祉の増進に寄与するもの
- (2) ボランティア・市民活動・NPO活動の推進に寄与するもの
- (3) 高齢者・障害者・児童の福祉増進に寄与するもの
- (4) その他会長が特に必要と認めたもの

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、団体等の事業の状況を勘案し、予算の範囲内において交付する。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体等は助成金等交付申請書（様式第1号又は様式第1-2号又は様式第1-3号）に別表第2に定める書類を添えて会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、前条の交付申請があったときはその内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、助成金の交付の決定をするものとする。

2 会長は前項の場合において、助成金の適正な交付を行うため必要があるときは、

小地域福祉活動助成金の手引き

助成金の交付申請に係る事項につき、修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第7条 会長は助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、助成金交付決定通知書（様式第2号又は様式第2-2号又は様式第2-3号）により当該団体等に通知するものとする。

(助成金の請求および交付)

第8条 助成金交付決定通知書を受けた団体等は、請求書（様式第3号又は様式第3-2号）に交付の条件として定められた書類を添え期日までに会長に提出しなければならない。

2 会長は前項の請求書を受理したときは、これを審査して適当と認められたものについて当該助成金を交付する。

(状況報告等)

第9条 会長は、助成事業の円滑適正な執行を図る必要があると認めたときは、団体等に対して助成事業の執行状況に関し、関係書類の提出を求め、または現地調査を行い、必要な措置を求めることができる。

(完了報告書の提出)

第10条 助成金の交付の決定を受けた団体等は、助成事業が完了したときは、別表第2に定める提出期限までに、助成事業完了報告書（様式第4号又は様式第4-2号又は様式第4-3号）に別表第2に定める書類を添えて会長に提出しなければならない。

(助成金の決定の取り消し)

第11条 会長は助成金の交付の決定を受けた団体等が次の各号一に該当するときは、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱および助成金の交付条件に違反したとき。
- (2) 助成金を目的以外に使用したとき。
- (3) その他不正があったとき

(助成金の返還)

第12条 会長は助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の該当等の取り消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 事業が完了し助成金に余剰金が出た場合は、返還を命ずることがある。

小地域福祉活動助成金の手引き

(帳簿および書類の備付け)

第13条 助成金の交付を受けた団体等は、当該助成事業に関する帳簿および書類を備え、これを整理しておかなければならない。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する

この要綱は令和3年4月1日から施行する

この要綱は令和4年4月1日から施行する

小地域福祉活動助成金の手引き

別表第1(第2条関係)

整理番号	助成金等の名称	助成金等の交付の目的	助成事業者	助成事業の経費の範囲	助成率等	支払区分
7-6	小地域福祉活動助成金事業（基本活動）					
	基本活動事業	見守りネットワーク事業実施要綱に基づき、地域福祉推進基礎組織（地区ふくしの会）活動を支援することにより、小地域福祉活動の定着、継続を図る	地区ふくしの会（地域福祉推進基礎組織）	<ul style="list-style-type: none"> 活動の基盤となる組織づくりのための組織運営費（会議費・通信運搬費等）、広報・啓発活動、福祉活動などに係る経費 地域の福祉関係者（福祉委員、民生委員・児童委員、区長など）を核として、福祉マップの作成や連絡会議、調査活動などに係る経費 	①基本額30,000円±調整額5,000円+②加算額15,000円	概算払い
7-6	小地域福祉活動助成金事業（選択活動）					
	通いの場・サロン事業（地域福祉推進基礎組織）	地域住民が活動主体となり、地域の身近な場所に、住民同士が気軽に集える居場所をつくり、体操等の軽い運動や趣味活動等の様々な活動を通して、地域高齢者が仲間と共に楽しく、支え合いながら地域の中で生活を続けていけることを目指す。	地区ふくしの会（地域福祉推進基礎組織）	地域住民が主体となって取り組む通いの場サロン事業活動に係る経費の一部（諸謝金、賃借料、備品購入費、消耗品費、印刷製本費、保険料、食糧費、通信運搬費等）	開催1回あたりの助成基準 上限48回/年間 (5～20人) @4,000円×年間開催予定数(21～30人) @5,000円×年間開催予定数(31人以上) @6,000円×年間開催予定数 ・1回あたりの参加人数(担い手含む)が5人以上見込まれ、半数以上が65歳以上	概算払い 清算払い
	地域のつながり応援事業	地区ごとの住民同士、福祉関係者、関係団体及びボランティアのつながりづくりを行うことにより、地域の自主的な福祉活動の活性化に資することを目的とする。	地域福祉推進基礎組織（地区ふくしの会）	住民間の「つながりの再生」を図り、小地域見守りネットワークの推進に繋がる事業の経費（会議費、消耗品費、印刷費、通信運搬費等）	上限額 35,000円/地区	概算払い

小地域福祉活動助成金の手引き

別表第2（第5条 第10条関係）

整理 番号	助成金等の名称	助成金等交付申請書に添付すべき 書類の名称	助成事業実績報 告書の提出期限	助成事業実績報告書に添付すべき 書類の名称
7-6	小地域福祉活動助成金事業（基本活動）			
	基本活動事業	(1) 交付申請書（様式第1号） (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 (4) 請求書（様式第3号） (5) 該当年度の総会資料 (6) その他会長が必要と認める書類	翌年4月末日	(1) 事業実績報告書（様式第4号） (2) 事業報告書 (3) 収支決算書 (4) 当該年度の総会資料 (5) その他会長が必要と認める書類
7-6	小地域福祉活動助成金事業（選択活動）			
	通いの場・サロン事業 （地域福祉推進基礎組織）	(1) 交付申請書（様式第1号） (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 (4) 請求書（様式第3号） (5) 該当年度の総会資料 (6) その他会長が必要と認める書類 [追加書類] 市実施申請書（市事業計画書は、 社協助成金事業計画書が兼ねる）	翌年3月末日	(1) 事業実績報告書（様式第4号） (2) 事業報告書 (3) 収支決算書 (4) 当該年度の総会資料 (5) その他会長が必要と認める書類 [追加書類] 参加者名簿 （市活動事業報告書は社協助成金事業報告書 を兼ねる）
	地域のつながり応援事業	(1) 交付申請書（様式第1号） (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 (4) 請求書（様式第3号） (5) 該当年度の総会資料 (6) その他会長が必要と認める書類	翌年4月末日	(1) 事業実績報告書（様式第4号） (2) 事業報告書 (3) 収支決算書 (4) 当該年度の総会資料 (5) その他会長が必要と認める書類

令和4年4月5日

坂井市長 様

令和4年度 通いの場・サロン実施申請書

通いの場・サロンの実施について、次のとおり申請します。

行政区	下新庄区、●区、●区、●区	新規・ <input checked="" type="radio"/> 継続	
代表者 氏名	フリガナ シャキョウ タロウ	住所 連絡先	〒012-3456
	社協 太郎		坂井市 坂井町下新庄 18-3-1 電話 12-3456
区長 / 民生委員児童委員 / <input checked="" type="radio"/> 福祉委員 / その他 (代表者として該当するものを○で囲んでください)			
通いの場・サロン名	坂井ふくしの会 坂井サロンの会		
実施会場	下新庄区民館 (住所:坂井市坂井町下新庄 18-3-1)		
開催予定数 年4月から 年3月まで	年開催予定数 合計 <u>3</u> 回 ※開催頻度 (いずれかに○をつけて数字を記入) ・週 <u> </u> 回 / ・月 <u> </u> 回 / ・年 <u>3</u> 回		
1回あたり 参加予定人数 (協力者等含む)	65歳以上 <u>20</u> 人 / その他 <u> </u> 人 ※助成金交付の対象 : 1回あたりの参加人数が5名 以上半数以上が 65才となること		

令和4年度 通いの場・サロン活動事業計画書

通いの場・サロン名 坂井ふくしの会 さかいサロンの会

代表者名 社協 太郎

下記の計画にて活動を行います。

回数	開催予定日	実施予定内容	参加予定人数			備考
			65歳以上	その他	計	
1	6月10日(日)	レクリエーション	20		20	
2	9月10日(日)	絵手紙教室	20		20	
3	12月10日(日)	認知症講座(包括)	20		20	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						

令和4年度 通いの場・サロン活動事業報告書

通いの場・サロン名 坂井ふくしの会 さかいサロンの会

代表者名 社協 太郎

下記のとおり活動を行いました。

回数	開催日	実施内容	参加人数			備考
			65歳以上	その他	計	
1	2月3日(日)	レクリエーション	20	0	20	
2	月 日()					
3	月 日()					
4	月 日()					
5	月 日()					
6	月 日()					
7	月 日()					
8	月 日()					
9	月 日()					
10	月 日()					
11	月 日()					
12	月 日()					
13	月 日()					
14	月 日()					

記入例

小地域福祉活動助成金事業助成金交付申請書

令和4年4月5日

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会 会長 様

住 所 坂井市坂井町下新庄 18-3-1

基礎組織名 坂井ふくしの会

代表者氏名 社協 太郎

印

令和4年度小地域福祉活動助成金事業について助成金の交付を受けたいので、社会福祉法人坂井市社会福祉協議会助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を申請します。

記

助成金申請額 **87,000 円**

- 代表者氏名
 - ・要代表者（1名）
- 印鑑
 - ・私印 → 可
 - （シャチハタ不可）

区分	事業名	申請額（円）
基本活動	基本活動事業 （地域福祉推進基礎組織運営事業・小地域見守りネットワーク活動事業） 次の合計額 （ア）基準額 30,000円 + <input type="checkbox"/> 調整額 5,000円 （イ）加算額 15,000円	40,000
	地域のつながり応援事業 上限額 35,000円	35,000
選択活動	通いの場・サロン事業 上限 48回/年間 @4,000円（5~20人）×年間開催予定数 3回 @5,000円（21~30人）×年間開催予定数 回 @6,000円（31人以上）×年間開催予定数 回 ※うち、食糧費上限額（@200×延参加予定人数 60人=12,000円）	12,000
	合 計	87,000

参加者 20人
開催数 年3回
の場合

添付書類

- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・市実施申請書（通いの場・サロン事業）
- ・当該年度の総会資料（予算額がわかるもの）

■通いの場・サロン事業（食糧費上限）
茶菓子、弁当、食材費等参加者自らが食するものについては一人当たり200円/回以内

収支予算書

[収入]

項目	金額 (円)	説明
社協助成金	87,000	社協より
協力金	20,000	下新庄区より
負担金	26,000	サロン、視察研修参加者負担金
会費	0	
雑収入	0	
繰越金	3,000	
合 計	136,000	

[支出]

区分	事業名	内 容	金額 (円)	説 明	社協助成金 (円)
基本活動	基本活動事業	・役員会	6,000	<ul style="list-style-type: none"> ・通信運搬 ・資料印刷 ・コミセン使用料 ・講師謝礼 ・お茶代 ・通信運搬 ・資料印刷 ・バス代 	40,000
		・総会	3,000		
		・見守り連絡会	4,000		
		・認知症講座	10,000		
		・視察研修	5,000		
		・広報紙発行	4,000		
		小 計	16,000		
選択活動	地域のつながり応援事業	・三世代交流会	20,000	<ul style="list-style-type: none"> ・食材費(カレー) ・資料印刷代 ・消耗品 	35,000
			3,000		
			14,000		
	小 計	37,000	<ul style="list-style-type: none"> ・茶菓子代 ・資料代 	12,000	
	通いの場・サロン事業	18,000			
	18,000				
その他の活動		・敬老会案内	12,000	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクなど粗品 ・資料印刷 	0
			1,000		
	小 計	13,000			
合 計			136,000	合 計	87,000

小地域福祉活動助成金事業実績報告書

令和4年3月25日

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会 会長 様

住 所 坂井市坂井町下新庄 18-3-1
 基礎組織名 坂井ふくしの会
 代表者氏名 社協 太郎 (印)

令和4年度小地域福祉活動助成金事業について、事業が完了したので社会福祉法人坂井市社会福祉協議会助成金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添付して報告します。

記

交付された助成額を記載

確定額を記載

交付決定額 **87,000 円**

交付確定額 **45,200 円**

区分	事業名	交付決定額 (円)	交付確定額 (円)
基本活動	基本活動事業 (地域福祉推進基礎組織運営事業・小地域見守りネットワーク活動事業)		
	次の合計額 (ア) 基準額 30,000円 +・ <input type="checkbox"/> 調整額 5,000円 (イ) 加算額 15,000円	40,000	40,000
選択活動	地域のつながり応援事業 上限額 35,000円	35,000	1,200
	通いの場・サロン事業 上限 48回/年間 @4,000円 (5~20人) ×年間開催数 3回 @5,000円 (21~30人) ×年間開催数 回 @6,000円 (31人以上) ×年間開催数 回	12,000	4,000
	合 計	87,000	45,200

添付書類

- ・ 事業報告書
- ・ 収支決算書
- ・ 市事業報告書 (通いの場・サロン事業)
- ・ 参加者名簿 (")
- ・ 当該年度の総会資料 (決算額がわかるもの)

交付された額を記載

収支決算書

[収入]

項目	金額（円）	説明
社協助成金	87,000	交付決定額 ・基本：基準25,000円 加算15,000円 ・選択：応援35,000円 サロン12,000円
負担金	1,000	サロン自己負担金
繰越金	3,000	
合計（①）	91,000	

[支出]

区分	事業名	内容	金額（円）	説明	社協助成金（円）
基本活動	基本活動事業	・役員会	8,200	・通信運搬 ・資料印刷 ・講師謝礼 ・お茶代 (繰越額) 基本40,000円 -17,700円	17,700
		・総会	3,000		
		・見守り連絡会	6,500		
		小計（②）	17,700		
選択活動	地域のつながり応援事業	三世代交流会	1,200	通信運搬 (中止案内)	1,200
				・流用 (基本から)	0
		小計（③）	1,200		1,200
	通いの場・サロン事業	ふれあいサロン	5,000	茶代 菓子代(土産) @200×20人	4,000
		小計（④）	5,000		4,000
その他の活動					
		小計	0		0
合計（⑤）			23,900	合計	45,200

● 社協助成金（収入）87,000円 - （支出）45,200円 = 41,800円 が返金額

● 次年度繰越金

収入 91,000円 - 支出 23,900円 - (社協返金額) 41,800円 = 25,300円

小地域福祉活動助成金事業助成金請求書

金 87,000 円 也

令和4年4月15日付けで決定通知のあった令和4年度小地域福祉活動助成金事業の助成金について、坂井市社会福祉協議会助成金等交付要綱第8条の規定により下記金額を請求します。

令和4年4月20日

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会 会長 様

住 所 坂井市坂井町下新庄 18-3-1
基礎組織名 坂井ふくしの会
代表者氏名 社協 太郎

印

【振込先】

金融機関名	坂井 銀行・信金・農協 坂井 支店
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	123-456-789
フリガナ	サカイフクシノカイ カイチョウ シャキョウタロウ
口座名義	坂井ふくしの会 会長 社協太郎

基礎組織名 **坂井ふくしの会**
代表者氏名 **社協 太郎**

小地域福祉活動助成金事業助成金交付決定通知書

令和4年4月5日付けで申請のあった**令和4年度**小地域福祉活動助成金事業について、下記のとおり助成金を交付することに決定したので、社会福祉法人坂井市社会福祉協議会助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

令和4年4月15日

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会
会 長

記

- ① この助成金の交付対象となる事業は、**令和4年度**小地域福祉活動助成金事業としてその内容は申請書記載のとおりとする。
- ② 助成事業に要する経費および助成金の額は、次のとおりとする。

助成事業に要する経費	136,000円
助成金の額	87,000円
- ③ 助成事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書に定める書類を添えて会長に提出しなければならない。
- ④ この助成金は、共同募金配分金事業であるため、事業を実施する際には、必ず次のことを明記し、啓発に努めるものとする。



「この事業は赤い羽根共同募金の配分を受けています」